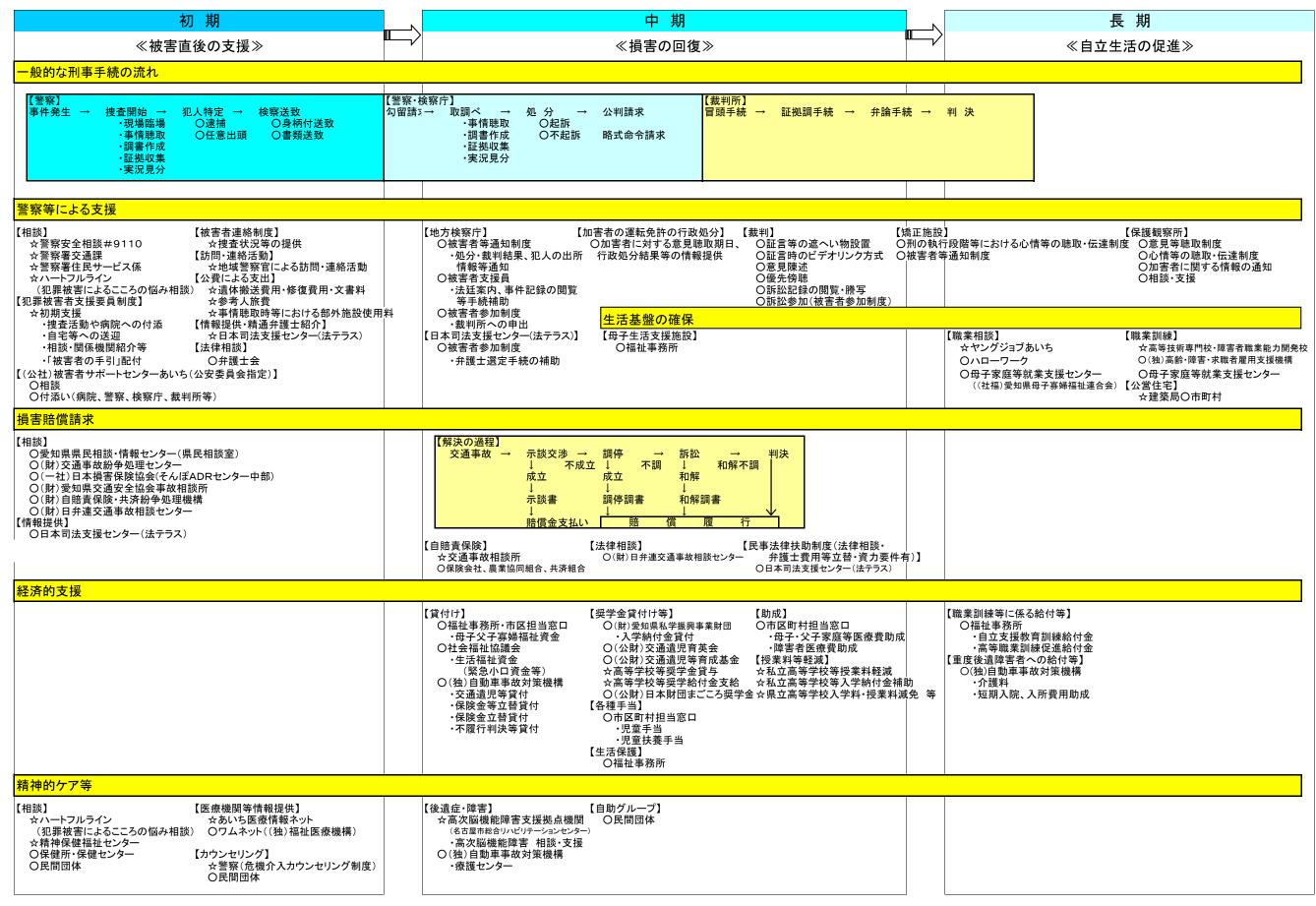
1 生命・身体に被害を受けた場合(殺人、傷害など)

| 初期 | ф. | · 期 | | 長 期 |
|--|--|--|---|---|
| ≪被害直後の支援≫ | ≪安全な生活確保≫ | | ≪自立生活の促進≫ | |
| 一般的な刑事手続の流れ | | | | |
| 【警察】 事件発生 → 捜査開始 → 犯人特定 → 検察送致 ・現場臨場 ○逮捕 ○身柄付送致 ・事情聴取 ○任意出頭 ○書類送致 ・調書作成 ・証拠収集 ・実況見分 | | 【裁判所】 冒頭手続 → 証拠調手続 → 弁論手続 | 売 → 判 決 | |
| 警察等による支援 | | | | |
| ☆警察安全相談#9110 ☆警察署刑事課 ☆警察署住民サービス係 ☆ハートフルライン (犯罪被害によるこころの悩み相談) 【犯罪被害者支援要員制度】 ☆初期支援 ☆ 啓養人族費 ☆ お期支援 ☆ 常替、「大き」とは、「大き」は、「大き」は、「大き」とは、「大き」とは、「大き」とは、「大き」とは、「大き」とは、「大き」とは、「大き」とは、「大き」とは、「大き」とは、「大き」とは、「大き」とは、「大き」とは、「大き」とは、「大き」とは、「大き」とは、「大き」とは、「大き、「大き」とは、「大き」とは、「大き、「大き」とは、「大き、「大き」とは、「大き、「大き、「大き、「大き、「大き、「大き、「大き、「大き、「大き、「大き | 【犯罪被害給付制度】 ☆遺族給付金 ☆重傷病給付金 ☆障害給付金 【地方検察庁】 ○被害者等通知制度 ・処分・裁判結果、犯人の出所情報 等通知 | ○証言等の遮へい物設置○証言時のビデオリンク方式○意見陳述○優先傍聴○訴訟記録の閲覧・謄写○訴訟参加(被害者参加制度) | 喬正施設】 ○刑の執行段階等における心情等の聴取・ ○被害者等通知制度 | 【保護観察所】 (伝達制度 ○意見等聴取制度 ○心情等の聴取・伝達制度 ○心情等の聴取・伝達制度 ○加害者に関する情報の通知 ○相談・支援 |
| ・自宅等への送迎 ☆診断書料等 | 〇被害者支援員 | 損害賠償請求 「知談】 | <u> </u> | |
| ・相談・関係機関紹介等 ・「被害者の手引」配付 ・報道対応への助言 【法律相談】 ○弁護士会 【(公社)被害者サポートセンターあいち(公安委員会指定)】 ○相談 ○付添い(病院、警察、検察庁、裁判所等) | ・法廷案内、事件記録の閲覧等 手続補助 〇被害者参加制度 ・裁判所への申出 【日本司法支援センター(法テラス)】 〇被害者参加制度 ・弁護士選定手続の補助 | 【相談】 〇弁護士会 【民事法律扶助制度(弁護士費用等立替・資力 〇日本司法支援センター(法テラス) | 要件有)】 | |
| 経済的支援 | | | | |
| 【貸付け】 ○福祉事務所・市区担当窓口 ・母子父子寡婦福祉資金 ○社会福祉協議会 ・生活福祉資金等 | 【奨学金貸付け等】 ○(財)愛知県私学振興事業財団 ・入学納付金貸付 ☆高等学校等奨学金貸与 ☆高等学校等奨学給付金支給 ○(公財)日本財団まごころ奨学金 【授業料等軽減】 ☆私立高等学校等授業料軽減 ☆私立高等学校等入学納付金補助 ☆県立高等学校入学料・授業料減免等 | 【生活保護】 ○福祉事務所 【各種手当】 ○市区町村担当窓口 ・児童手当 ・児童扶養手当 【遺児への奨学金給付】 ○(公財)犯罪被害救援基金 【助成】 ○市区町村担当窓口 ・母子・父子家庭等医療費助成 | 【職業訓練等に係る給付等】 ○福祉事務所 •自立支援教育訓練給付金 •高等職業訓練促進給付金 | |
| 生活基盤の確保 | | | | |
| | 【保護施設】 ☆女性相談センター ・婦人保護施設 ○福祉事務所 ・母子生活支援施設 ・宿泊所 ・宿所提供施設 | | 【職業相談】 | |
| 精神的ケア等 | | | | |
| 【相談】 | 【自助グループ】 〇民間団体 | | | |

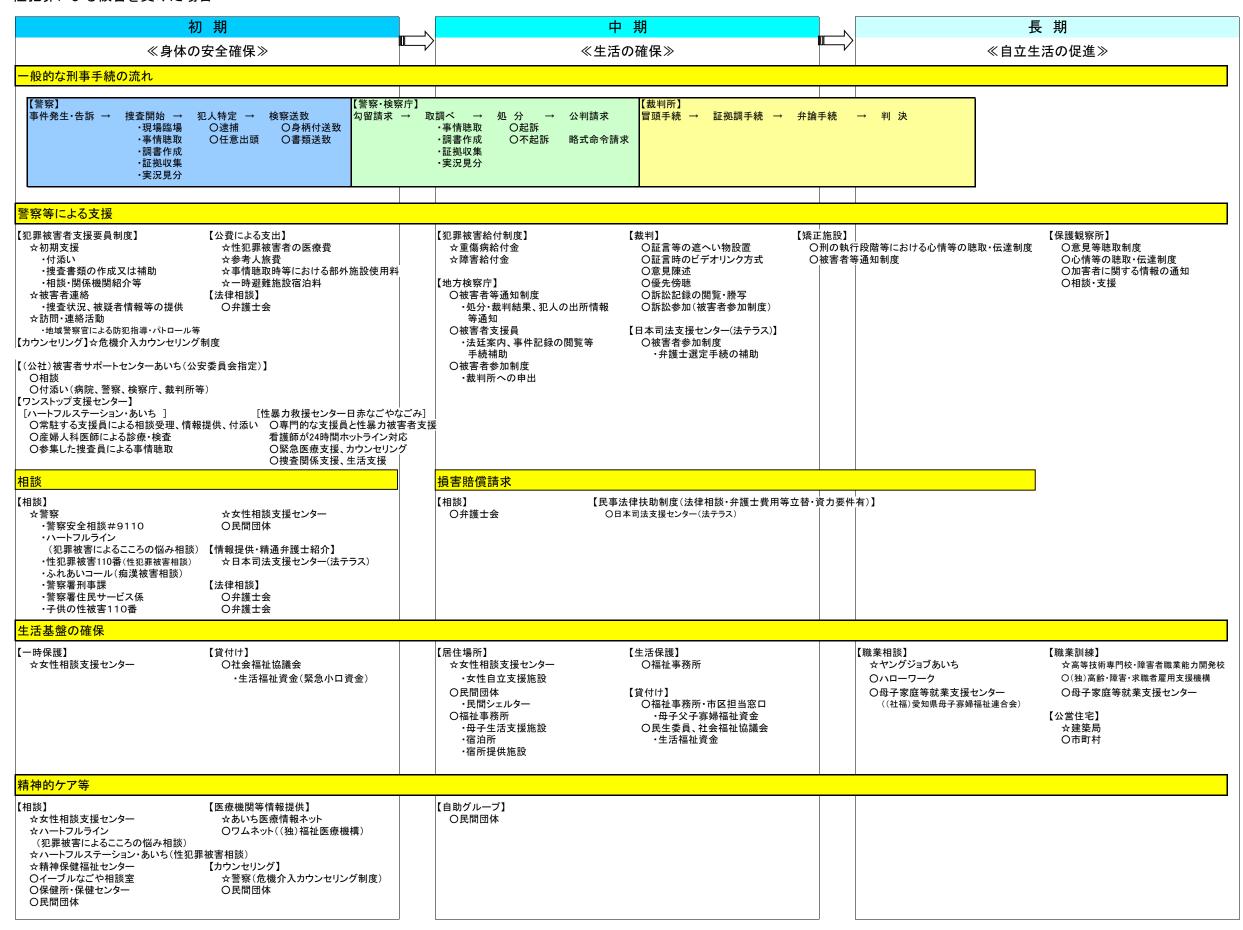
[◎] それぞれの支援により要件等が異なりますので、適用については確認が必要です。 ☆印は、県において実施、手続等をしているものです。

2 交通事故による被害を受けた場合(人身事故)



◎ それぞれの支援により要件等が異なりますので、適用については確認が必要です。☆印は、県において実施、手続等をしているものです。

3 性犯罪による被害を受けた場合



[◎] それぞれの支援により要件等が異なりますので、適用については確認が必要です。☆印は、県において実施、手続等をしているものです。

4 DV被害を受けた場合

| 初期 | | | 中期 | | 長期 | |
|---|---|--|--|---|--|--|
| 《身体》 | か安全確保≫ | | な生活確保≫ | ≪目 立 5 | E活の促進≫ | |
| 暴力に対する相談 【相談】 ☆配偶者暴力相談支援センター 〔女性相談支援センター〕 ☆警察 ・警察察全相談#9110 ・警察署生活安全課 ・警察署生活安全課 ・警察署住民サービス係 ・ハートフルステーション・あいち ○福祉事務所 ○市区女性センター ○保健所・保健センター ○民間団体 ○人権擁護団体(女性の人権ホットライ) ○性暴力救済センター 日赤なごやなご ○市町村 | - · | 経済的支援 【貸付け】 ○社会福祉協議会・市区担当窓口 ・母子父子寡婦福祉資金 ・生活福祉資金 (緊急小口資金等) ○(財)愛知県私学振興事業財団 ・入学納付金貸付 ☆高等学校等奨学金貸与 ☆高等学校等奨学給付金支給 ○(公財)日本財団まごころ奨学金 【授業料等軽減】 ☆私立高等学校等授業料軽減 ☆私立高等学校等入学納付金補助 ☆県立高等学校入学料・授業料減免 | 【生活保護】 〇福祉事務所 【各種手当】 〇市区町村担当窓口 ・児童手当 ・児童扶養手当 【助成】 〇市区町村担当窓口 ・母子・父子家庭等医療費助成 | 【職業訓練等に係る給付等】 ○福祉事務所 ・自立支援教育訓練給付金 ・高等職業訓練促進給付金 | | |
| ☆警察 ○ ・一時避難施設宿泊料 【一時保護】 【逮捕 | 【保護命令・仮処分申立】 〇地方裁判所 【逮捕、告訴、パトロール】 ☆警察 | 【保護命令違反の場合の捜査】 | | | | |
| ○福祉事務所 ○民間団体(民間シェルター) 「保護命令申立に関する支援】 ☆配偶者暴力相談支援センター 〔女性相談支援センター〕 ☆警察 | | 【保護施設】 ☆女性相談支援センター ・女性自立支援施設 ○民間団体 ・民間シェルター | 〇福祉事務所 ·母子生活支援施設 ·宿泊所 ·宿所提供施設 | 【公営住宅】 | 【職業訓練】 ☆高等技術専門校・障害者職業能力開発を ○(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構 ○母子家庭等就業支援センター | |
| 精神的ケア等 | | | | | | |
| 【相談】 ☆配偶者暴力相談支援センター 〔女性相談支援センター] ☆精神保健福祉センター ○イーブルなごや相談室 ○保健所・保健センター ☆ハートフルライン (犯罪被害によるこころの悩み相談) ○民間団体 | 【カウンセリング】 ☆配偶者暴力相談支援センター 〔女性相談支援センター〕 ☆警察(危機介入カウンセリング制度) ○民間団体 【医療機関等情報提供】 ☆あいち医療情報ネット ○ワムネット((独)福祉医療機構) | 【自助グループ】 〇民間団体 | | | | |
| | | 離婚請求 | | 損害賠償請求 | | |
| | | 【相談・弁護士紹介】 ☆女性相談支援センター ○弁護士会 | 【離婚調停申立】 〇家庭裁判所 【民事法律扶助制度 (法律相談・弁護士費用等立替・資力要件有)】 〇日本司法支援センター(法テラス) | 【裁判】 〇簡易裁判所、地方裁判所 | | |

[◎] それぞれの支援により要件等が異なりますので、適用については確認が必要です。 ☆印は、県において実施、手続等をしているものです。

5 児童虐待を受けた場合

| | 切 期 | 中 期 | | 長期 |
|--|--|---|--|--|
| ≪身体の安全確保≫ | | ≪心身の回復≫ | | ≪家庭復帰促進≫ |
| 虐待に対する相談 | | 経済的支援 | | |
| 【相談】 ○市町村 ☆児童相談センター〔児童相談所〕 ○児童家庭支援センター ○福祉事務所 ☆警察 ・警察安全相談#9110 ・被害少年相談電話 ・警察署生活安全課 ・警察署住民サービス係 | ○保健所・保健センター ○児童委員 ○民間団体 ・子どもの虐待防止ネットワーク・あいち ○人権擁護団体(子どもの人権110番等) 【情報提供・精通弁護士紹介】 ○日本司法支援センター(法テラス) 【法律相談】 ○弁護士会 | 【医療費公費負担】 ☆一時保護所入所児童 ☆児童養護施設等入所児童 ☆里親養育児童 | | |
| 児童の保護 | | | | |
| 【一時保護】 | | 【施設養護】 ☆ ○乳児院 ☆ ○児童養護施設 (地域小規模児童養護施設) ☆ ○情緒障害児短期治療施設 ☆ ○児童自立支援施設 ☆ ○自立援助ホーム | | |
| 精神的ケア等 | | | | |
| 【児童相談センター〔児童相談所〕】 ☆施設巡回支援 ☆治療指導 ☆カウンセリング | 【警察】 ☆危機介入カウンセリング制度 ☆ハートフルライン (犯罪被害によるこころの悩み相談) | | | |
| 【一時保護所】 ☆心理的ケア | 【学校】 ☆スクールカウンセラー 【医療機関等情報提供】 ☆あいち医療情報ネット | | | |
| | 〇ワムネット((独)福祉医療機構) | | | |
| 保護者への支援 | | | | |
| 【児童相談センター〔児童相談所〕】 ☆養護相談 ☆保健相談 ☆心身管害相談 ☆非行相談 ☆育成相談 | | | | 【児童相談センター[児童相談所]】 ☆家庭療法 ☆児童福祉司指導 ☆継続指導 ☆助言指導 |

[◎] それぞれの支援により要件等が異なりますので、適用については確認が必要です。 ☆印は、県において実施、手続等をしているものです。